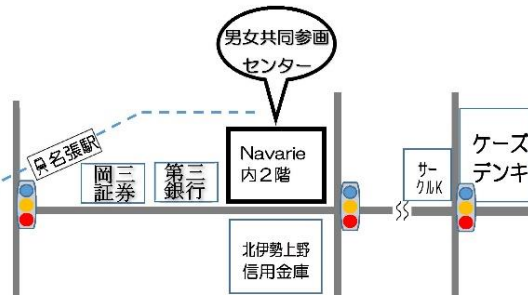


名張市男女共同参画 つうしん

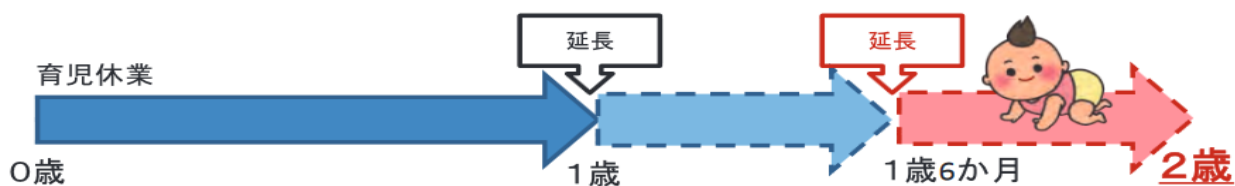
第71号 2017年10月発行



★近鉄名張駅東口を出て、市役所方面へ徒歩5分

2017年10月1日から改正育児・介護休業法が施行されました！

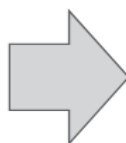
改正内容①：最長2歳まで育児休業の再延長が可能に



- 1歳6か月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。(詳細はハローワークまで)



12月で1歳6か月までの育休が終わるのに、申し込んだけど、入れる保育園がない。どうしよう……



比較的、保育園に入りやすい4月まで育休を取得できるようになるね。



改正内容②：子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。

育児休業中はね……



改正内容③：育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

(育児目的休暇の例)

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など



(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



「女性の活躍」に必要なものは・・・・・・・・

女性が働き続ける社会にするためには、男性の子育て参加が必要です。内閣府の男女共同参画白書（平成27年度版）によると、「6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間」について、日本は一日あたり、家事全体で1.07時間、うち育児の時間は0.39時間となっています。

欧米諸国（米国、英国、フランス、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー）6カ国の中で最高値はスウェーデンで、家事全体で3.21時間、育児1.07時間。最低値は、フランスの育児0.40時間で日本とほぼ変わらないものの、家事全体時間では2.30時間と、1時間以上の差があります。

「男性の育児参加」

「イクボス」

男性が積極的に育児参加できる制度環境を整える

「まちじゅう元気！イクボス宣言 なばり」宣言式が開催されました！

名張市でイクボス宣言を行いました

9月22日（金）、名張市役所大会議室において、名張市と市内事業所による合同宣言式が開催されました。

8月より募集していた「まちじゅう元気！イクボス宣言 なばり」には、65事業所から賛同があり、48事業所が宣言式へ出席しました。名張市ホームページより、賛同事業所の一覧をご覧ください。

また、市役所として、市長、副市長、教育長、部長19名の合計22名が宣言を行いました。三重県内の自治体では6番目の宣言で、事業所との合同宣言は、県内では初の試みとなりました。



イクボス養成講座を同時開催



宣言式の後には、イクボス養成講座「働き方改革は、イクボスから。～ダイバーシティ経営で生き残る企業になろう！～」が開催されました。講師は、宣言式の立会人でもあるNPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事の安藤哲也さん。イクボスが必要とされる背景や、日本の抱えている問題、イクボスの仕事や心得などを、時折笑いも交えてお話しされ、ご参加いただいた皆様も真剣に聞き入っていました。

詳しくはこちら↓

名張市ホームページ <http://www.city.nabari.lg.jp/s021/030/090/540/20170922084518.html>

名張市男女共同参画センターホームページ <http://www.emachi-nabari.jp/danjo-center/nashi/hp6982/>

男女共同参画川柳を募集します！

「男らしく、女らしく」から「あなたらしく、わたしらしく」生き生き暮らせる社会を目指しましょう。家庭や職場、地域など身近な暮らしのなかで感じる「男だから、女だから」といった固定観念や慣習への疑問、男女共同参画への思いなど五・七・五で表現したユニークな川柳を募集します。

【応募資格】 名張市内に在住、在勤または在学の方

【募集期間】 平成29年10月2日（月）～11月17日（金）*必着

【応募方法】

◇応募用紙に川柳作品（作品の中の漢字にはふりがなを）及び必要事項を記入して、直接持込み、郵送、電子メールまたはファクシミリにより応募してください。

◇応募用紙は名張市のホームページからダウンロードできます。

（市HP トップ画面⇒くらし⇒人権⇒男女共同参画⇒男女共同参画川柳を募集します）

◇任意の用紙に作品と必要事項を記入して応募いただくことも可能です。

《必要事項》

①住所（*）、②名前（ふりがな）、③年齢、④性別、⑤電話番号、

⑥職業または学校名・学年 *ご住所が名張市外の方は勤務先の名称と所在地もご記入ください。

☆作品は自作で未発表のものに限ります。

☆応募点数は一人一点とします。

「復帰への不安なくす 夫婦愛」

「汗光る 性差なき世へ 歩む道」

★優秀作品

「我が家では ワークシエアで 家事分担」

★最優秀作品

平成二十八年年度受賞作品

選考により、最優秀賞1点と
優秀賞2点を決定します。
優秀作品には、表彰状と
記念品が贈呈されます！！



【応募先・問い合わせ先】

名張市役所 地域環境部 人権・男女共同参画推進室

〒518-0492

名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7559

FAX 0595-63-4677

メール kyodo@city.nabari.mie.jp

ホームページ（川柳募集）↓

<http://www.city.nabari.lg.jp/s021/030/090/330/201502053029.html>



2017年 11月の相談日程

名張市男女共同参画センター

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
●予約電話 63-5336				女性のための相談 13:00~16:00		女性のための相談 13:00~16:00
5	6	7	8	9	10	11
	休館日		女性のための相談 9:00~12:00	男性のための相談 17:00~19:00	女性弁護士 による法律相談 10:00~12:00 13:00~15:00	
12	13	14	15	16	17	18
	休館日	人権相談 13:30~16:00		女性のための相談 13:00~16:00	メンタルヘルス相談 10:00~12:00	女性のための相談 13:00~16:00
19	20	21	22	23	24	25
	休館日	人権相談 13:30~16:00	女性のための相談 9:00~12:00		女性のための相談 9:00~12:00	
26	27	28	29	30	☆11月3日(金)は、女性弁護士による法律相談日ですが、祝日のため11月10日(金)に変更になります。 ☆11月16日(木)は、メンタル相談日ですが、都合により17日(金)に変更になります。	
	休館日	メンタルヘルス相談 13:00~16:00				

女性のための相談 ※祝日はお休みです。	毎月 第1・第3週 木・金・土曜日	午後1時~4時	予約優先 電話相談可
	第2・第4週 水・木・金曜日	午前9時~正午	
女性弁護士による 法律相談	毎月 第1 金曜日	午前10時~正午	要予約 面談
		午後1時~3時	
男性のための相談	毎月 第2 木曜日	午後5時~7時	予約優先 電話相談可
メンタルヘルス相談 (男女共)	毎月 第3 木曜日	午前10時~正午	要予約 面談
	第4 火曜日	午後1時~4時	
人権相談	毎月2回 ※詳しくは、名張市人権センター(☎63-0018)へお問い合わせ下さい。		要予約 面談

「えるぼし」とは・・・

「えるぼし」とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく企業の認定制度及び認定マークの愛称です。2016年4月1日に全面施行された女性活躍推進法では、行動計画を策定し届け出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性活躍推進に関する状況などが優良な企業について、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣がこれを認定する制度を設けています。認定を受けた企業は、認定マーク「えるぼし」を自社の商品や広告、名刺、求人票などに使用することが認められ、女性の活躍を推進している企業であると広くアピールすることができます。

名張市男女共同参画センター

三重県名張市希中央

5番町19番地

Navarie2階

名張市市民情報交流センター内



Tel 0595-63-5336

Fax 0595-63-5326

e-mail danjo-center@emachi-nabari.jp

<http://www.emachi-nabari.jp/danjo-center/>

ご意見・ご感想をお聞かせください。